

高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県産休等代替職員雇用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、次項に規定する社会福祉施設（以下「社会福祉施設」という。）に常勤職員として勤務する同項の表の「職種」欄に掲げる職員が、出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の福利厚生を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的に、社会福祉施設の長（以下「補助事業者」という。）が産休等職員の代替として産休等代替職員を雇用する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助対象となる社会福祉施設の種別及び職種は、次の表に定めるとおりとする。

施 設 の 種 別	職 種
児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び障害児入所施設	保 育 士 看 護 師 介 護 職 員 指 導 員 理学療法士 作業療法士 栄 養 士 調 理 員 薬 剤 師 個別対応職員 心理療法担当職員 支 援 員 相 談 員 児童発達支援管理責任者
老人福祉法（昭和33年法律第133号）に規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く。）	

3 この要綱において「産休等職員」とは、社会福祉施設の職員のうち出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため継続して31日以上療養を必要とする者で、別表第1の休業期間（補助対象期間）中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の支給を受ける者をいい、「産休等代替職員」とは、産休等職員の休業期間中、当該産休等職員の業務を行わせることを目的に臨時に雇用した者をいう。

(補助率及び補助額の範囲)

第3条 補助事業の補助率及び補助額の範囲は、別表第1に定めるとおりとする。この場合において、同一の疾病による同年度内の補助は、原則として1回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条の補助金の交付の申請又は第7条第2号の補助事業の変更若しくは同条第3号の補助事業の中止若しくは廃止に係る申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当す

ると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助金を補助目的以外の用途に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業の内容又は補助金額の変更（20パーセント以内の減額を除く。）をする場合は、事前に別記第2号様式により知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式により知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (7) 県税の滞納がないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行に必要があると知事が認めて指示した事項
- (補助金の交付)

第8条 規則第14条の規定による補助金の交付は、交付すべき額を確定した後に行うものとする。

(事業実績報告書)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第5号及び第8号並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付基準額表

	産 休	病 休
基 準 額	次の補助対象期間の範囲内における雇用日数に基準単価を乗じて得た額	
	補助対象期間 出産予定日の 6 週間（当該経営主体の規則等でこれより長い産前の休業期間を定めているときは 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）の範囲内でその期間とする）前の日から出産後 6 週間（当該経営主体の規則等でこれより長い産後の休業期間を定めているときは、8 週間を上限として当該期間とする。）を経過する日までの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は、当該年度に係る期間	補助対象期間 病休開始後 30 日を経過した日（31 日目）から 60 日又はその範囲内で勤務が可能となるまでの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は、当該年度に係る期間
	基準単価 1 人 1 日当たり 9,870 円	
対 象 経 費	産休代替職員雇用費	病休代替職員雇用費
	雇用日数 × 1 日当たりの賃金単価	
補 助 率	4 分の 3	

- 1 補助基本額・・・「基準額」と「対象経費」とを比較していずれか低い方の額を補助基本額とする。
- 2 補助金交付額・・・補助基本額に 4 分の 3 を乗じた額を補助金の交付額とする。
 （注） 1 「雇用日数」とは、雇用した代替職員が施設に実際に勤務した日数（年次有給休暇を取得した日を含む。）をいう。
 2 勤務した時間が、補助事業者ごとに定める 1 日の勤務時間に満たない日がある場合は、当該 1 日の勤務時間を 8 で除して得た数を雇用日数とする。
 3 1 日当たりの賃金単価は、労働時間又は期間に応じて支払われる賃金であって、手当等を含まない。

別表第2（第5条-第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記
第1号様式(第4条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

名称

代表者氏名

生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり事業を実施したいので、令和 年度産休等代替職員雇用事業費補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙）
- 2 診断書
産休については、出産予定日及び出産日の記載のあるもの
病休については、治療見込期間の記載のあるもの
- 3 出産及び病気休暇の扱いを定めた就業規則等の写し
- 4 当該経費に係る歳入歳出予算書（抄本）
- 5 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

- ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

口座振込先

銀行名	支店名	口座番号	口座名義人
		普通 当座	

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

名称

代表者氏名

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定がありました令和 年度産休等代替職員雇用事業を下記のとおり変更したいので、高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により関係書類を添えて承認されるよう申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助金交付変更額

交付決定額	円
変更交付申請額	円
差引き増減額	円

(注) 申請書の添付書類は、別記第1号様式とし、変更しようとする内容を対比することができるよう、当初申請の内容分を上段に括弧書きし、変更後の内容を下段に記入してください。

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

名称

代表者氏名

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定がありました令和 年度産休等代替職員雇用事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱第7条第3号の規定により承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

名称

代表者氏名

事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定がありました令和 年度産休等代替職員雇用事業について、その事業を完了しましたので、高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業精算書（別紙）
- 2 産休については、出産日を確認することができるもの（出産証明書等）
- 3 病休については、治療期間を確認することができるもの（診断書等）
- 4 当該経費に係る歳入歳出決算書（見込み書）の抄本

口座振込先
(申請時から変更した場合のみ記入してください。)

銀行名	支店名	口座番号	口座名義人
		普通 当座	